

第 1 3 県土整備部の補助金について

1. 県土整備部交通政策課の補助金

(1) 中小私鉄等振興対策事業補助金

(上信電鉄沿線市町村連絡協議会)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付決定以前の支出の効果について検討 (意見 1 4 3)

結論：補助金の活用方法の見直しを検討されたい。

説明：中小私鉄等振興対策事業補助金については、わたらせ渓谷鐵道、上毛電気鐵道及び上信電鉄の安定的な運営のための利用者促進が目的となっているが、安定的な経営については、各事業者の経営努力が不可欠である。そのため、定額補助金を利用してイベント列車等で一時的に乗客を増やすことよりも、安定的な乗客（通勤・通学者）の利用促進・分析を実施することの方が重要である。

県としても、これらの分析について調査会社による分析や乗客者のアンケート等の独自調査の実施を検討してもよいのではないだろうか。

本件補助金を、上記のような調査費用で利用するのも一案と考えられる。

(イ) 実績報告書の訂正に伴う再提出 (意見 1 4 4)

結論：実績報告書について間違いがあれば訂正して実績報告書を再度提出してもらふべきである。

説明：補助対象期間外の実施事業が入っている補助金実績報告書を、訂正せずに受理されていた。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

この補助金は、わたらせ渓谷鐵道株式会社、上信電鉄株式会社及び上毛電気鐵道株式会社の安定的な運営に寄与するため、利用促進を図ることを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、中小私鉄等振興対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助の対象とする経費は、わたらせ渓谷鐵道株式会社、上信電鉄株式会社及び上毛電気鐵道株式会社に対して行う次に掲げる事業に要する経費とする。

① 鉄道利用促進事業（利用促進を図るための P R 事業等をいう）

② その他、鉄道への支援・協力を行うために必要な事業で、知事が必要と認めるもの

補助金の額は、上記に掲げる事業に要する経費の 2 分の 1 以内で、予算の定める範囲内の額とする。

(エ) 本件補助金の支出先

上信電鉄沿線市町村連絡協議会他であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付先は同協議会他に限定される。

補助対象先3者（わたらせ渓谷鉄道連絡協議会、上電沿線市連絡協議会、上信電鉄沿線市町村連絡協議会）に同額を補助している。交付先における補助事業の遂行能力につき、3者とも補助事業を毎年実施しているため問題ないと考えられている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成7年度に開始され、20年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	180	180
平成24年度	180	180
平成25年度	180	180
平成26年度	180	180
平成27年度	180	180

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県100%負担である。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了日から30日または4月30日のいずれか早い日に提出する。報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行っている。

(サ) 事後点検

目的外使用が無いことにつき、実績報告書にてイベント実施の確認はされている。成果指標については、特に定められていないが、毎月乗客データ（定期客・その他区分）を提出させ、増減理由が分析されている。

(2) 交通指導員活動促進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項88）

第4の第2項参照。

(イ) 支出の効果と補助事業のあり方の検討について（意見145）

結論：交通指導員の活動促進の方策を県と市町村で検討すべきである。

説明：本件補助金は、交通事故防止に寄与するため交通指導員の交通安全活動の促進を図るものであり、補助内容としては、新規指導員の被服費に対する補助である。

市町村では、条例に基づき交通指導員の目標適正人数を設定しているが、適正人数により交通事故が減るかどうかは不明である。また、適正人数に達したとしても、その後高齢になり辞めていく者も多くなるため、今後も交通指導員を確保していくのは困難になると思われる。

交通指導員の活動を促進する観点からは、被服費補助にこだわらず、県と市町村で他県事例等も含め多角的に検討されてはどうか。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

この補助金は、交通指導員活動の促進を図り、もって交通事故防止に寄与することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、交通指導員活動促進事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

この補助金の交付の対象となる経費は、新規任命（基準日を含む過去1年以内）の交通指導員の被服費に要する経費で知事が認めるものとする。交付する補助金の額は、予算の範囲内で、毎年9月1日を基準日として各市町村の交通指導員設置規模に応じて定める額とする。ただし、交通指導員1人当たりの補助金の額の上限は3万7500円とする。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村である。本件補助金については、事前（8月～）に全市町村に対して新任交通指導員に関してアンケートを実施している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

市町村からのアンケート結果をもとに予算額で按分計算する。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成9年度に開始され、18年継続している。平成24年度に見直しを実施し、被服費の補助に変更している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,325	3,267
平成24年度	3,750	3,750
平成25年度	3,750	3,750
平成26年度	3,750	3,750
平成27年度	3,750	3,749

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、1名は定額、2名以降は按分計算による。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は翌年5月31日までに提出される。書面確認は行われているが、現地調査は実施されていない。

(サ) 事後点検

実績報告に添付されている領収書等で目的外使用がないことを確認している。成果指標として、目標値1400人（現状は1300人）を定めており、実績報告書と一緒に交通指導員名簿を提出させ、交通指導員数を把握している。補助金の効果の評価は実施していない。

2. 県土整備部都市計画課の補助金

(1) 花と緑のクリーン作戦奨励金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項89）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

美しい県土を次世代に引き継いでいくため、県民が県内の社会資本ストックを自発的に維持管理することを趣旨とする美化活動を実施する団体に対し、奨励金を交付することで、県民の地域愛護の活動を活発化させることを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、花と緑のクリーン作戦奨励金交付要綱

(ウ) 本件補助金・支出の決定過程の概要

補助対象経費の範囲・補助率は定めていない。活動を実施する団体に対する奨励金の額は2万円とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は構成員10人以上の団体であり、支出先への県有施設及び備品の貸与はない。土木事務所や市町村を通じてリーフレットの配布を行うほか、県のホームページに掲載するなど、周知している。また、土木事務所から、前々年度・前年度に実績のある団体に募集通知を行っている。交付先における補助事業の遂行能力有無については、土木事務所で確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

対象団体から交付申請書を土木事務所に提出し、審査の結果、適切であれば交付決定される。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成11年度に開始され、平成25年度に1度廃止され、対象施設を県管理施設に絞った上で平成26年度から新設されている。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	36,000	24,560
平成27年度	30,820	23,760

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、県管理施設で年3回以上美化活動を行う団体に対する奨励金であり、定額補助2万円である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ5.3人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

活動完了後30日以内に実績報告書を提出する。活動実施が2月の場合は2月末までに提出する。実地調査は行っていないが、美化運動前後の写真にて記載内容の正確性を確認している。

(サ) 本件補助金の事後点検

目的外使用の有無につき、目的は特に決まっていないが、具体的には当日の飲み物代や軍手代等に使われていることは多い。

成果指標は特に定められていないが、実績報告で美化活動前後の写真を添付させて確認している。

3. 県土整備部下水環境課の補助金

(1) 群馬県公共下水道事業費補助(単独管渠整備促進費補助)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助事業執行状況報告書の提出について(意見146)

結論：四半期毎の補助事業執行状況報告書の書面での提出を求めるべきである。

説明：執行状況報告について、「補助事業者は、四半期毎に補助事業執行状況

報告書を知事に報告しなければならない。」と規定されている(要綱第7条)が、現状では、メールで状況報告が提出されている。様式も定められていることから、書面での提出を求め、保管しておくことが必要である。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

市町村が実施する下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の事業に要する経費に対し、群馬県公共下水道事業補助金を交付することにより、公共下水道の整備を促進して快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県公共下水道事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

①市町村が実施する単独管渠整備に係る経費の3%以内

なお、流域関連公共下水道の単独管渠整備は5%以内

②市町村が単独事業として実施する「工事コスト縮減に係る業務委託(詳細設計)」に係る経費の3分の1以内

22市町村から要望書が提出され、県で予算を考慮して内定通知を送付し、その後市町村から申請書が提出される。下水道整備計画に基づいて実施される。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は下水道事業実施市町村(前橋市他)である。本件補助金については、担当者会議を開催して全市町村へ制度説明を実施している。「榛名湖周辺及び赤城山大洞特定環境保全公共下水道事業費補助・単独管渠整備促進費補助 交付事務取扱要領」にて次年度要望照会の際に要望調書を提出するように記載されている。交付先は市町村であり、事業の執行能力の確認は実施していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定前に汚水処理人口普及率の押し上げ効果等を検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和63年度に開始され、28年継続している。

平成27年度に交付額が大幅に増えたのは、国の交付金対象事業の改正で県負担が増えたためである。

(単位：千円)

	予算額	決算額
平成23年度	88,300	60,400
平成24年度	84,700	55,600
平成25年度	78,056	62,400
平成26年度	78,100	44,300
平成27年度	117,800	121,800

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は管渠施設の整備に関わる補助であり、定率補助（流域関連公共下水道5%、単独公共下水道3%）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国等）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度末日までに実績報告書の提出を受け、この時点では現地検査は実施しないが、次年度、市町村に赴き完了検査を実施している。

(サ) 本件補助金の事後点検

四半期毎に執行状況報告（要綱7条）で確認している。汚水処理人口普及率を成果指標とし、市町村から汚水処理人口普及率の提出を受け、それを取りまとめて効果測定をしている。市町村から上記結果の提出を受け、普及率向上の観点から事業を評価している。

(2) 群馬県農業集落排水施設整備促進交付金（農業集落排水事業費補助：汚水処理施設整備交付金）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項90）

第4の第2項参照。

(イ) 支出の効果の検討（意見147）

結論：本件交付金については、今後、主体となる更新整備に備えての効果検討を進めるべきである。

説明：本件交付金については、平成29年度で新設の汚水処理施設整備が完了する予定であり、今後は更新整備が主体となる。更新整備は新設に比べ、仮設費用がかさむとのことである。そうした状況下で、本件交付金の交付率は1.8%に過ぎず、本件交付金が農業集落排水の整備促進という目的に対してどれだけの効果があるのか、疑問がないこともないので、更新整備に備えての本件交付金の交付の効果の検討を進めることが望ましい。

イ. 本件交付金事務に関する調査結果

(ア) 本件交付金の目的・趣旨

農業集落排水施設の整備促進を図るため、農業集落排水事業を行う市町村等に対して、予算の範囲内で群馬県農業集落排水施設整備促進交付金を交付する。

この交付金は、次の各号に掲げる事業を行う事業者に対し交付する。

- ① 地域再生計画に基づき行う農業集落排水事業汚水処理施設整備交付金交付要綱（平成17年4月22日農振第167号農林水産事務次官通知・国都下事第18号国土交通事務次官通知・環境対発第050422003号環境事務次官通知）に基づく農業集落排水事業

② 農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官通知）に基づく農業集落排水事業

(イ) 本件交付金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県農業集落排水施設整備促進交付金交付要綱

(ウ) 本件交付金支出の決定過程の概要

交付金の額は、当該年度に事業者が実施する交付対象事業に係る経費の100分の1.8とされている。ただし、八ッ場ダムに係る水源地域整備計画で決定された農業集落排水施設の整備は、100分の10以内とする。

(エ) 本件交付金の支出先

支出先は渋川市である。

農業事務所を通じて市町村に制度の説明をしている。交付先は市町村であり、事業の執行能力の確認は実施していない。

(オ) 本件交付金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定前に汚水処理人口普及率の押し上げ効果等を検討している。

(カ) 本件交付金の推移

本件交付金は平成17年度に開始され、11年継続している。施設整備を実施する市町村に応じて補助金額が変動している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	12,700	20,269
平成24年度	10,208	8,472
平成25年度	19,600	12,888
平成26年度	21,800	26,970
平成27年度	7,488	6,246

(キ) 本件交付金の区分・態様

本件交付金は、設備・施設の整備に関わる補助であり、定率補助（1.8%）である。

(ク) 本件交付金の負担割合

県が1.8%、国が50%、市町村が48.2%である。

(ケ) 本件交付金に係る事務量

本件交付金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度の5月31日までに実績報告書の提出を受け、農業事務所が書類並びに現地で完了検査を実施した後、担当課で書類を確認している。

(サ) 本件交付金の事後点検

支出の効果については、市町村からの汚水処理人口普及率の提出を受けて効

果測定している。また、普及率向上の観点からの事業評価も行っている。

(3) 群馬県浄化槽整備事業費補助金（浄化槽整備費補助）

ア．指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分について（指摘事項 9 1）

第 4 の第 2 項参照。

(イ) 支出の効果の検討について（意見 1 4 8）

結論：県として汚水処理人口普及率を継続的に管理すべきである。

説明：県では、汚水処理人口普及率が 78.5%（平成 27 年度末）で全国第 37 位と低く、平成 31 年度末に 87.4%の普及率を目指している。県では、汚水処理人口普及率の状況を管理しているが、今後も継続的に管理していく必要がある。他県の包括外部監査においても浄化槽設置整備事業費補助金に関して次のような意見があった。「本件補助金は、県民の健康で文化的な生活を営む権利の保障に大きく寄与するものであるから、引き続き計画的な整備を推進するとともに、財政的基盤の悪化を理由に一方的な補助金削減による補助基数の減少が生じないように配慮する必要がある。また、＜途中省略＞県は、県民保護の視点から市町による本件事業活動の推進状況を把握するとともに必要に応じて管理監督する必要がある。」

このように、本件補助金は、県民生活の向上に繋がる補助金であるため、今後も汚水処理人口普及率を管理し、効果的な補助金利用を推進すべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県における生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、汚水処理人口普及率の向上を図るため、浄化槽の整備を行う市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金額の算定については、浄化槽の区分、基準額、対象経費等が定められており、補助率は 3 分の 1 である。ただし、基準額を超える場合は、上限（10 万円）から国の撤去費特例の助成を除いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額を加算することとされている。

(エ) 本件補助金の支出先

前橋市他 28 市町村である。本件補助金について、リーフレット等により県民に周知しているほか、市町村への担当者会議を開催し、制度説明を実施している。交付先は市町村であり、事業の執行能力の確認は実施していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定前に汚水処理人口普及率の押し上げ効果等を検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和62年度に開始され、29年継続している。平成27年度の金額が減っているのは、補助対象事業を単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換のみの場合と変更し、新設に対する補助を廃止したためである。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	341,500	262,354
平成24年度	341,500	244,670
平成25年度	359,200	252,126
平成26年度	326,400	211,138
平成27年度	197,000	124,178

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、設備・施設の整備に関わる補助であり、定率補助（3分の1）。ただし、基準額を超える場合は、上限額（10万円）から国の撤去費特例の助成を除いた額に2分の1を乗じて得た額を加算）することとされている。

(ク) 本件補助金の負担割合

個人設置型では、国、県、市町村で補助金額の3分の1ずつとされている。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 本件補助金の事後点検

個人の申請から補助金交付までの一連の手続を市町村に行き確認しており、1年で約12市町村を対象に実施し、3年で一巡するよう実施している。汚水処理人口普及率を成果指標として、市町村から汚水処理人口普及率の提出を受け、それを取りまとめて効果測定をしている。

(サ) 実績報告書

事業完了後1か月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出される。県では書類のみを確認するが、市町村では現地調査も行われている。

(シ) 事後評価

市町村から汚水処理人口普及率結果の提出を受け、普及率向上の観点から事業を評価している。

4. 県土整備部建築課の補助金

(1) 群馬県木造住宅耐震改修支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助制度の整備の推進について（意見149）

結論：本件補助金に関する補助制度が整備されていない市町村に対して制度整備を推進すべきである。

説明：本件補助事業は市町村が中心となっているため、各市町村で補助制度を整備されていることが望ましい。現在県内35市町村中、21市町村で補助制度が整備されており、残りの14市町村では補助制度が未整備である。日本各地で地震が頻繁に発生している今日、この耐震改修工事は早急に実施すべき事業であるため、制度未整備の14市町村の早急な整備が望まれる。

(イ) 補助事業の情報提供について（意見150）

結論：本件補助事業の促進のため、情報提供等を積極的に実施すべきである。

説明：上記意見でも述べたように当該事業は、早急に進めるべき事業であり、早い段階で「群馬県耐震改修促進計画（2016～2020）」で定めた平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標を達成できるように住民への情報提供等を市町村のみならず県も積極的に実施すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県内の民間木造住宅の耐震改修促進体制を強化し、耐震性の向上を図るため、市町村が実施する民間木造住宅の耐震改修工事に係る補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内で群馬県木造住宅耐震改修支援事業補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の交付の対象となる経費は、市町村が行う事業に要した費用として助成した経費（精密診断費、耐震改修設計費、工事監理費を含む）とする。

補助金の額は、補助対象経費のうち国庫交付金を除いた市町村負担分の2分の1以内の額とし、15万円を限度とする。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村であり、市町村から住民へと交付される。

支出先への県有施設の貸与はない。

間接補助者の把握については、市町村が中心の事業のため、市町村が行っている。35市町村の内、21市町で当該制度が整備され、14町村に制度整備を依頼しているところである。

周知については、年2回、県と市町村で耐震改修促進体制に関する会議を開催している。また、市町村が広報等で住民に周知しているほか、県と市町村がそれぞれホームページに掲載し、周知している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

市町村が耐震改修募集件数を決め、県へ申請している。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成25年度に開始され、3年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	2,525	2,525
平成26年度	2,634	2,634
平成27年度	2,440	2,440

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助（国庫交付金を除いた市町村負担分の2分の1以内で15万円を限度）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

市町村の負担額の2分の1以内で15万円を限度に県が補助し、国は県と市町村が負担した額と同額を補助する。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、事業完了日から20日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出される。現地調査はしていないが、完了実績報告書にて証拠書類の写しや写真等の確認をしている。現地調査は各市町村が実施している。

(サ) 事後点検

成果指標としては、5年に一度の統計調査から推計値で耐震化率を算出している。効果測定は、統計調査からの推計値での耐震化率を評価して実施される。

平成25年度全国82%（耐震化率）

群馬78%

平成27年度群馬80%

5. 県土整備部住宅政策課の補助金

(1) 群馬県まちなか居住再生等支援事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 暴力団に該当しない旨の誓約書について（指摘事項92）

第4の第1項参照。

(イ) 本件補助金支出の事後的評価について（意見151）

結論：事業完了後の事後的評価として、数年間に渡って、居住者数及び適正利用の状況を書面等で確認すべきである。

説明：本件補助金の対象要件として、10戸以上の住宅供給とある（要綱第2（2）ア）が、年数を経っていくことにより、居住者数の減少や利用目的が居住ではなくなる可能性もある。したがって、居住者数の管理と適正な居住利用がなされているかどうかを確認する必要があるため、要綱等を改正して継続的

な状況報告書の提出を求めることを検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

まちなか居住の再生を促進する優良な住宅の供給及び市街地における高齢者・障害者等の快適かつ安全な移動の確保を図るため、第2に掲げる補助対象事業を施行する者に補助する市町村又は補助対象事業を行う事業主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県まちなか居住再生等支援事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

交付対象事業、算定方法等は以下のとおりである。

【市街地再開発事業等及び優良建築物等整備事業】

①市街地整備

事業主体が施行者に補助する費用の4分の1以内で、かつ当該市街地整備のうち共同施設整備に要する費用の6分の1以内の額

②市街地総合再生施設整備

事業主体が施行者に補助する費用の4分の1以内で、かつ当該市街地総合再生施設整備のうち住宅の共同施設整備に要する費用の6分の1以内の額

【人にやさしいまちづくり事業】

①バリアフリー環境整備計画に係る移動システム等の整備

・事業主体が行う移動システム等の整備

移動システム等の整備に要する費用の3分の1以内の額

・移動システム等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する費用の4分の1以内で、かつ当該移動システム等の整備に要する費用の6分の1以内の額

②認定建築物の移動システム等の整備

事業主体が施行者に補助する費用の4分の1以内で、かつ移動システム等の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮した部分の整備に要する費用の6分の1以内の額

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村であり、市町村から各事業者へと交付される。

支出先への県有施設の貸与はない。

認定基本計画を定める市町村（前橋市、高崎市、太田市、伊勢崎市）が対象とされている。

交付先における補助事業の遂行能力の検討については、各市町村が確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

本件補助金は、共有施設設備の補助支援のため、全体の施設のうち共有施設

設備が占める割合に基づき算出（国で定めている共有施設割合を利用して算出する）し、3分の1を県と市町村で補助する。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成17年度に開始され、10年継続している。
ただし、市からの申請が無い場合にはゼロとなる。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0	0
平成27年度	115,850	12,704

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は設備・施設の整備に関わる補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

国が3分の1、3分の1を県と市町村。市と県が補助した金額と同額を国が補助することとなっている。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.02人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

完了実績報告書は、事業完了後1か月または4月15日のいずれか早い日に提出され、担当課では、受領後、市町村にヒヤリングを実施している。監査対象年度は2月22日に現地調査、同月25日に書類検査が行われた。

(サ) 事後点検

実績報告書によって証憑類を確認している。

成果指標は特になく、効果測定も行っていない。調査時点で居住戸数の確認をしている。